

後継者がいない経営を次世代へ引き継ぐために 第三者への事業継承のポイント

今日、専門的な農業経営でも後継者がいないことが多くなっています。しかし、経営が継承されないとそれまで蓄積された資産や技術・ノウハウが散逸・消失してしまい、社会的にも大きな損失となります。一方、農業への新たに参入しようとする人にとっては、早期の経営の安定化が課題となっています。そこで、後継者不在の経営の農地・施設や技術・ノウハウを家族以外の新規就農者に引き継がせていく「第三者継承」を円滑に進めるためのポイントを明らかにしました。

☆ 技術の概要

1. 第三者継承は、基本的に「研修後移譲方式」と「継承法人設立による移譲方式」の2つに分けられます (図)。
2. どちらの方式をとる場合でも、受け渡す側 (移譲者) が「事業を確実に渡す」という意思を持ち、引き継ぐ側 (継承者) との間に信頼関係を構築することや、移譲する資産の評価額の調整等に対して関係機関が支援を行うことが必要になります。
3. 研修後移譲方式では、比較的短期間で経営資源を受け渡すことになるため、覚え書きや契約書の作成による両者の不安感の解消の他、共同作業等による作業ノウハウの効率的な伝達などが重要です。
4. 継承法人設立による移譲方式では、権限や配当が出資額に比例しない合同会社の適用や、継承者との共同出資による株式会社が活用できます。また、両者が比較的長期間、経営に携わることが予想されるため、継承者の将来の経営権を保障するような項目を定款に記載することが有効です。

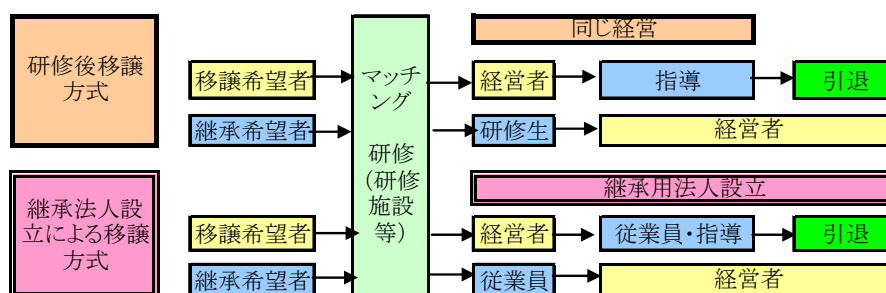


図 第三者継承の方式

☆ 活用面での留意点

1. 第三者継承は、2008 年度から「日本版ファームオン事業(全国農業会議所・新規就農相談センター)」において取り組まれています。詳細は<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/farmon/index.php>を参照して下さい。また、第三者継承の進め方等の詳細なマニュアル・事例集も公表されています。
2. 詳細は農業経営研究チーム(Tel:029-838-8876)にお問い合わせください。

(中央農業総合研究センター 主任研究員 山本淳子)